

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年3月3日（金）午前10時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	下深迫 孝二君	副委員長	徳田 修和君
委員	中村 満雄君	委員	宮本 明彦君
委員	中村 正人君	委員	松元 深君
委員	前川原 正人君	委員	時任 英寛君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

生活環境部長	小野 博生君	環境衛生課長	中馬 吉和君
衛生施設課長	出口 竜也君	施設整備G長	楠元 聡君
環境保全G長	松元 政和君	施設整備G主査	四元 一実君

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

植山 利博君

6. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 藤本 陽子君

7. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第17号 霧島市衛生施設整備基金条例の制定について

議案第18号 霧島市水資源保全条例の制定について

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

○委員長（下深迫孝二君）

ただいまから環境福祉常任委員会を開会します。本日は、去る2月21日に本委員会に付託されました議案2件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。傍聴の申出があったときには許可してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここで皆さんに申し上げます。早速、審査に入ります。まず、議案第17号「霧島市衛生施設整備基金条例の制定について」執行部から説明を求めます。

○生活環境部長（小野博生君）

議案第17号、霧島市衛生施設整備基金条例の制定について御説明申し上げます。本市の一般廃棄物処理施設であります敷根清掃センターは供用開始から13年が経過し、老朽化に伴う施設の維持補修に関する経費が増大している状況であることから、現在、長寿命化の検討を行っているところでございます。また、本市が設置しております一般廃棄物処理施設や火葬場に関しては、自然環境の保全や市民生活に対し重要な役割を持つ施設であり、これらの施設の延命化等を行うには、多額の費用が見込まれるため、今後、本市が設置している当該施設の整備等に適切に対応する必要から「霧島市衛生施設整備基金」を設置し、資金を同基金に積み立て、将来の財源に充当することができるよう、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、基金条例を制定しようとするものでございます。詳細につきましては衛生施設課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○衛生施設課長（出口竜也君）

議案集の32ページ、議案第17号の条例案を御覧ください。まず、第1条は、この基金の設置目的の規定であり、霧島市が設置する一般廃棄物処理施設および火葬場などの衛生施設の整備を図る事業の経費に充てるため、基金を設置することとしております。ここで衛生施設とは、ごみ焼却施設、し尿処理施設などの一般廃棄物処理施設および火葬場を定義しております。また、衛生施設の整備を図る事業とは、施設の改修、改良または新設など、施設の延命化に資する整備事業を想定しております。第2条は、毎年度基金として積み立てる額の規定で、一般会計歳出予算で定めることとしております。第3条は、基金の管理方法の規定で、金融機関への預金など、最も確実かつ有利な方法により保管することとしております。第4条は、運用益金の処理の規定で、利息などの運用益は、予算に計上して、この基金に編入することとしております。第5条は、基金の処分の規定で、衛生施設の整備を図る事業の経費に充てる場合に限り、取り崩すことができることとしております。第6条は、繰替運用の規定で、財政上必要があると認めるときに、歳計現金に繰り替えて運用することができることとしております。附則第1項で、施行期日は平成29年4月1日からとしております。附則第2項、「霧島市特定建設事業基金条例の一部改正」の規定につきましては、この条例の制定に伴い、既存の霧島市特定建設事業基金条例の対象事業から一般廃棄物処理施設に関する事業を削るためのものであり、具体的には、別

冊の「一部改正条例等新旧対照表」の36ページを御覧ください。霧島市特定建設事業基金条例の第2条に列挙されている九つの特定事業の中から、第8号「一般廃棄物処理施設整備事業」を削り、第9号を第8号に繰り上げるという改正でございます。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。まず、議案第17号「霧島市衛生施設整備基金条例の制定について」の質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（時任英寛君）

今回、新たに基金を作られるわけですが、延命化につきましても年次的に整備をしていかなければならないと。今回基金を作ることで、基金の中からそういう改修費用、延命対策に対応しようということですが、原則、特定建設事業基金からの繰り出しというのは、今後はないと理解してよろしいですか。

○衛生施設課長（出口竜也君）

今回、特定建設事業基金条例のほうから、新たに一般廃棄物処理施設の衛生施設整備基金条例のほうに移しまして、特化した条例を作るのですが、積立てについては、毎年度の歳出予算のほうで組んでいただくということで、そちらの基金から移すということは考えておりません。

○委員（時任英寛君）

将来的にはある程度の額が積み増しされると思うのですが、やはり施設につきましては、想定内・外の改修が必要になってくると考えています。当初、そこまで額が定まらない中では必然的に特定建設事業基金を使わざるを得ない状況も発生すると思いますが、相当額の基金ができてない状況での基金の活用というのは考えていないのですか。

○生活環境部長（小野博生君）

今回私どもが衛生施設整備基金を作りまして、特定建設事業基金のほうから、一般廃棄物処理施設整備事業に関しては外しましたという御答弁をしました。もし延命化以外の、例えば別の要因による大きな改修事業が発生した場合はどうなのかという御質問だったかと思います。現在、この基金の中では第2条の9番のところに公共用地取得その他建設事業というのが載っているようです。ですので、そこは協議をする必要はあるのかなと思っております。私どものそもそもの目的は、まずは根本的には敷根清掃センターの長寿命化というのがありましたので、それをまずは念頭に今回の基金を作ったということで、あくまでも施設の更新的な部分が主な部分であると思います。ただし、これ以外の部分で、もし何かあった場合は、この基金で対応するのか、あるいは一般財源でするのかは、財政当局とその都度協議をしていく必要があると思っています。

○委員（時任英寛君）

それと、第3条の2項でございますが、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができると。それから第4条、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。この当該条例の所管は衛生施設課と認識しますが、運用については衛生施設課のほうで行われるのか、運用においては別な部署で運用していくのか、これについてお答えいただきたいと思います。

○衛生施設課長（出口竜也君）

基金の保管及び運用に関してはほかの基金と同様に会計課のほうでしていただくと、今のところ考えています。

○委員（前川原正人君）

先ほどの答弁で延命化を念頭においてということでしたが、延命化となると大体どれくらいの年月を想定した基金の位置付けになるのかお示してください。

○衛生施設課長（出口竜也君）

この基金の積立て目的につきましては、清掃センターの延命化がきっかけとなっておりますけれども、その他の衛生施設もございますので、それらの定期的な見直し、それぞれの延命化のほうも視野に入れておりますし、先ほどございましたとおり、本当に大規模な修繕などが、突発的なことがあったときにも、また範囲になってくる可能性もございますので、必ずしも延命化だけではございません。また、スパンにつきましては各施設により対応年数も異なっておりますが、清掃センターで言いますと、15年ないし20年と言われておりますし、し尿処理場につきましては20年、30年とのスパンで更新と聴いておりますので、そのような長期的な流れになってくるかと考えております。

○委員（前川原正人君）

基金を作るとなると、ある一定の目標額を定めなければならないと思うが、どれくらいを想定しているのでしょうか。

○衛生施設課長（出口竜也君）

目標額につきましては、現在、敷根清掃センターの長寿命化の計画のほうで検討中ございまして、そちらの予算規模というか整備規模によって、今後検討していくこととなります。前回、敷根清掃センターが85億円ほどかかっておりますので、その規模になってきますと恐らく補助金、地方債の活用はフルに致しますけれども、15億円とか20億円とか一般財源が掛かってくるのではないかなということ、担当のほうでは考えているところです。

○生活環境部長（小野博生君）

今の目標額につきましては、当面は敷根清掃センターの長寿命化という大きな課題があると思いますので、まずはそちらのほうで目標額は設定をしていきたいと財政課とは協議中でございます。それとほかの施設の分というのも申し上げました。その部分につきましても今後のスケジュールは作成中でございます。それに併せて財政課と協議をしていって、いつ頃が改修予定なので、いつまでにというのを今後財政とスケジュールを合わせながら目標額は設定したいと思っているところです。

○委員（前川原正人君）

大体この施設については、これくらい今後必要だよねというシミュレーションなどはしていないのですか。

○施設整備G長（楠元 聡君）

詳しい金額は想定できておりませんが、大体一般的に言われている寿命、全国の自治体で建て替えられている事例などを基にして、おおまかなスケジュール、改修時期が大体この辺にくるのではなかろうかというものは作って、今後の財政計画に役立てたいと考えて協議しているところでございます。

○委員（中村満雄君）

毎年度基金として積み立てる額は、予算に計上するというのですが、具体的には平成29年度はどのようにお考えなのか。既に今回の予算の中に入っているのか教えてください。

○衛生施設課長（出口竜也君）

平成29年度当初予算におきましては、1億円の積立てのほうで計上してお願いしたところですが。

○委員（中村満雄君）

第3条の2の有価証券に代えることができるというのは、私自身は非常に不安に思うのです。今まで市のこういった政策で、価値が下がったとかそういったことがなかったかということをご心配しますので、やはり確実なということをどう考えますか。最初からこういった文言を入れないほうがいいのではないかと私はそう思ったのですが、どうですか。

○生活環境部長（小野博生君）

基金の運用に関して非常に危ないところに使うのかどうかという御質問だと思います。確かに基金というのは大事なものでございますので、現在のところは会計課のほうで、この管理運用はされているところです。ほとんどが定期預金という形で伺っています。たまに国際などを使ったりという話もあるようでございますが、ただし、年限が国際の場合は、相当長い場合などがございます。ですので、使う場合にいろいろ制約があったりして、今のところは国際を利用することがあるのか私も分かりませんが、使う考えはあるようですので、会計課のほうではなるべくいい形で利息が取れる運用を考えていると伺っているところでございます。

○委員（中村満雄君）

株式投資なども含んでいるのではないかと懸念があったのですが、そういうことは考えていないということですか。

○生活環境部長（小野博生君）

そこは会計に確認したいと思っておりますので、のちほど御報告します。

○委員（中村満雄君）

条例の第1条には霧島市が設置するというを明確にうたっているのですが、例えば火葬場に関しては、横川とかは別なところに委託されていますよね、向こうの改修とかそういったことに流用するとかそういったことはないですよね。

○衛生施設課長（出口竜也君）

ひしかり園とか未来館とか、一部事務組合として運用している施設もございます。そちらのほうには流用しないという意味で霧島市が設置するという文言を入れたところでございます。

○委員（松元 深君）

今回、単独で衛生施設整備基金が設けられたのですが、何で今の時期に単独の基金を設けようとなったのかお伺いします。

○生活環境部長（小野博生君）

今までは、特定建設事業基金ということで、道路、教育、都市計画事業、農林の基盤事業あるいは公営住宅等、市の全体的なハード経営に関して特定建設事業基金というのを設けていたようですが、今回私どもが新しい基金を設けたのは、敷根清掃センターの長寿命化という目標がございました。そこが一つのきっかけで、衛生施設というのとはなくてはならない施設でございます。自然環境に及ぼす影響だったり市民生活にも直接影響する部分ですので、ある程度の計

画性を持っていなければならない。であれば整備計画をちゃんと立てられるところで、基金の管理もきちんとしたほうがいいのではないかとということで、一つのきっかけは敷根清掃センターでございました。以前までがどういう議論できたのかは分かりませんが、今回、副市長や総務部長と話をしまして、新たにこのような基金を作ったということです。

○委員（松元 深君）

4年くらい前、長寿命化ができたときに議論をしなかったのかということを知っているのです。それと霧島市特定建設事業基金条例の対象事業から一般廃棄物処理施設に関する事業を削りとあるのですが、ということは、この中に今までは火葬場も位置付けされていたのですか。

○衛生施設課長（出口竜也君）

特定建設事業基金条例のほうの特定事業として9項目あるのですが、9号に公共用地取得その他建設事業ということで、含まれていたと解釈しています。

○委員（松元 深君）

今後は、火葬場は新しい基金条例に入れたから、その9号には入っていないということで考えていいですか。

○生活環境部長（小野博生君）

そのとおりです。

○委員（時任英寛君）

コスト削減とかそういったことも整備計画の中でしっかりと議論をしていかなければ、今のままの施設をただ老朽化に伴いという発想ではなくて、いかにコスト削減をしていくかという部分があります。ですので、せつかくこういう基金を作る時期に今回来たので、そういう指定管理という考え方というのもしっかりと整備計画に織り込む必要があるかと思いますが、その辺りの検討は基金をつくるときや整備計画の中で議論されたのかお聴かせください。

○生活環境部長（小野博生君）

一つの例で申し上げたいのですが、敷根清掃センターの長寿命化を今考えているということでもございました。これにつきましてもPFIの導入はできないのか、あるいはDBOという形で市がお金を出してするという方法もありますので、今、長寿命化計画の中でその辺りも含めて最も効率的な整備方法、それと運営の方法についても検討しているところです。実際は基金もですけれども、整備をする時点でそういうことは考えていくのかなと思っています。

○委員長（下深迫孝二君）

今、言ったPFIとかDBOというのは、日本語で言わないと聴いているほうは何なのか分からないですよ。

○施設整備G長（楠元 聡君）

先ほど言いましたPFIというのを表現で説明させていただきます。PFIというのは民間の資金で民間が建てて、民間が管理する、ただ所有権は民間が持っているのですが、それに直接自治体が発注するというやり方です。BDOというのは、資金は自治体が出します。建設は民間業者が行って、包括管理を民間が行い運営していくということです。

○委員（宮本明彦君）

この一般廃棄物処理施設の中に一般廃棄物管理型最終処分場も入っていると認識でいいのですか。

○衛生施設課長（出口竜也君）

含まれております。

○委員（中村満雄君）

これはゼロから積み立てるのですか。もともとあった基金の中にも廃棄物の基金も入っていたはずだと思うのですが、その辺はどうされるのですか。

○衛生施設課長（出口竜也君）

霧島市特定建設事業基金のほうですけれども、これは特段何の事業に幾らという形で積み上げはしていないということでしたので、その中から衛生施設費のために幾ら移すということは考えていないところです。

○委員（中村満雄君）

でも含まれていたのは事実でしょうし、この敷根清掃センターの整備が喫緊になってきたときには当然足りないということも考えられるわけで、向こうに幾らか入っていたのではないの、だからこちらに下さいという素朴な疑問は持つのですが。

○生活環境部長（小野博生君）

確かに私もその話はしたところです。財政当局とも話をしましたが、話をした段階では、敷根清掃センターの計画がいつというのができれば、どの辺りで協議をしていきたいと思いますというふうになると思いますので、その都度その都度どうなるか話をしていきたいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案第17号に対する質疑を終ります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時30分」

「再 開 午前10時34分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第18号、「霧島市水資源保全条例の制定について」執行部より説明を求めます。

○生活環境部長（小野博生君）

議案第18号、「霧島市水資源保全条例の制定について」御説明申し上げます。本条例は国内の健全な水循環の維持等を目的として制定された「水循環基本法」及び同法に基づく「水循環基本計画」の主旨を踏まえ、本市においても、豊かな自然環境によってもたらされる水資源が市民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることから、本市における水資源の保全に関する基本理念及び基本となる事項を定めるとともに、水資源の適正な利用を推進するため、本条例を制定しようとするものであります。詳細につきましては、環境衛生課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

議案第18号「霧島市水資源保全条例の制定について」の詳細について、御説明申し上げます。議案は、本定例会議案の34ページからになります。まず、本条例は条例制定の目的等を明確にするために前文を設けており、霧島市の豊かな自然環境と水資源の重要性を述べ、健全な水循

環の維持、回復のための取組を積極的に推進することを宣言しております。次に、第1条は、本条例の目的に関する規定でございます。市、市民等、水資源採取者の責務を明確にし、水資源の適正な利用を推進することにより、水資源を貴重な共有財産として将来の世代に引き継ぎ、その持続的な利用を可能とし、自然環境の保全及び市民生活の安定向上に寄与することを目的とすると定めております。次に第2条は、主要な用語の定義に関する規定であります。次に35ページ、第3条は、基本理念に関する規定でございます。第1項で健全な水循環の維持、回復のための取組について、第2項でその水資源の適正な利用と将来にわたる恵沢の確保について、第3項で流域について関係する機関や他自治体等との連携も含めた管理について定めております。次に、第4条から第6条では、市、水資源採取者、市民等の責務を明らかにしており、特に水資源採取者については、水資源の枯渇、地盤沈下等生活環境への被害の未然防止のほか、適正な水資源の利用や市が実施する水資源保全のための施策への協力等について強く求めています。第7条では、関係者相互の連携協力について規定しております。次に、第8条は、水資源の採取計画等がある場合の届出前の事前協議について規定しております。次に36ページ、第9条は、事前協議後の工事着手前の採取計画の届出について規定しております。同条中の第2項では、届出に対する適用除外の水資源採取施設として、水道法や工業用水道事業法に基づくもの、国又は地方公共団体が使用するもの、家庭用のもの、農業のかんがい用のもの、水資源採取量が日量10m³未満のものなどについて定めており、第3項は、届出をする際の適合要件として、周辺へ採取計画を周知し理解を得ていることや既存の水資源採取施設の調査、把握の実施などについて定めております。また、第5項は届出の遵守事項として、周辺との良好な関係の構築や周辺の水資源採取施設に水資源の水位の低下等の現象が認められたときの報告、原因究明及び必要な措置を講ずることなどについて定めており、第6項では、届出しない者又は届出をする見込みのない者に対し、勧告を行うことを定めております。次に37ページ、第10条は、届け出た事項の変更をするときの届出について、第11条は、水資源採取施設の使用を廃止したときの届出について規定しております。次に、第12条は、水資源を採取している土地又は事務所への立入調査について、第13条は、水資源を採取したことが原因で水位の低下等を引き起こした場合に指導、助言又は勧告を行うことができることについて、第14条は、虚偽の届出や勧告に従わない場合等に氏名等を公表することができることについて規定しております。以上で、本条例についての説明を終わりますが、本条例は、水資源の重要性について、広く市民等に認識してもらうことを前提とし、その上で、本市の水循環が損なわれることのないよう、水資源の適正な利用について求めようとするなど条例の主な柱と致しているところでございます。なお、本条例については、霧島市環境対策審議会での諮問・答申及びパブリックコメントを経た上で、議案として提案させて頂いております。最後に本条例の施行日につきましては、平成29年4月1日からとしているところでございます。あと、資料として、国の水循環基本法の概要と本条例の概要を添付いたしておりますので、参考にしていただければと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（中村満雄君）

この条例の制定について、パブリックコメントでの記載に、全国各地で起こっている外国資本等による森林買収と水資源取水への懸念は近い将来において、本市でも発生しうる問題であ

るという記載があるのですが、具体的に霧島市でもこのような懸念というか、そのようなものが確認されていればお示しください。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

実際、水資源を目的とした買収ではございませんでしたが、平成23年2月に隼人町の嘉例川のほうで1,000筆ほど親会社が中国資本である会社が山林等を買収したという事実等がございました。それらを踏まえて今回条例制定のきっかけとなったこともございますが、併せて国のほうでも外国資本による森林の買収が、例えば平成27年であれば12件、平成26年が13件と、そのような動きもございましたことから今回条例の制定に至ったわけでございます。

○委員（松元 深君）

施行は4月1日からですが、今まで、これに該当するような水資源の該当施設というのが市内にあるのかどうかお伺いします。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

この水資源条例を適用するのは4月1日からでございますけれども、これまで市内のほうには、この条例に適用する水資源を採取している事業所はございます。この条例の中で適用除外を設けていますが、これらの事業所については既に事前協議及び規定の届出をしたという扱いでございます。

○委員（松元 深君）

第11条、12条、13条等に、今までの水資源採取施設、採取者として該当するのをお伺いします。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

これまで水資源を採取していたものは本条例の施行前に届出を成したものと見なすと致しております。今後計画などの変更があれば、この条例の適用の対象になるということです。

○委員（松元 深君）

変更がないときは、先ほど言いました立入調査などはできないということですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

この立入調査については、水資源採取者ということで既存の採取者も含まれます。当然、何らかの異常がある場合は速やかに立入って調査をするということは可能です。

○委員（中村満雄君）

以前、霧島の木質発電で日量1,000m³取水するという、そのときに霧島市の市営水道の枯渇とかそういったことの恐れがあるということで、調査を市の水道部の予算で計上されていたわけなんです。今後、大量の水を汲む計画があったとか、そういったときに霧島市の水道資源に対して影響を与えるのではないかと、そういったことはあったときに、前回と同じように市の予算としてやるのか、事業者の責務として下流域とか、近隣の水資源を使っていらっしゃる方に影響がないようにとか、そういった調査の義務はどこが担うのかということをお教えください。

○生活環境部長（小野博生君）

当時は木質発電が一日1,000 t 吸い上げるのに、七、八百m離れた市の水道に影響があるかどうか調査するために予算を組んだ状況でした。あのときはまずは影響があるかないか、その水源でメーター等が付いておりますので、ずっと監視をしていたところでございます。具体的にどこが負担をするかということです。もし影響があった場合、きちっとその原因が分かれば

原因者負担という考え方になると思います。原因が分からない場合は、当然市が状況を調べる場合はあるかなと思っています。ですので、原因者がはっきりしていれば、それは相手側にそういう調査をお願いするというのが原則かなと思っています。

○委員（中村満雄君）

市内に焼酎会社がたくさんあるわけですが、そこの方々が焼酎のために水をくんでいっしょやる、もちろん一定の範囲内で、その上部で先ほどおっしゃいました外国資本を含めて大量の水をくみ上げるとなった場合にその影響があるか、ないかは分からないわけですが、その影響があるかもしれないということを現在の焼酎会社の方々がやるのではなくて、上場で取水をする方が影響がないということを確認する義務があると思うのですが、そこに対してちょっと部長の御答弁ではどちらかというのが少し、そういったことに対して、取水を計画する人が下流で取水をしていっしょやる事業者に対して影響がないよということを確認する義務があると思うのですが、いかがですか。

○生活環境部長（小野博生君）

言われるとおり、上場のほうで影響があれば下場の今まで営業されていた方々から、もし上のほうに何かあるのではないかということであれば、当然その方と話をし、当然調査してくださいということになると思います。今回の場合は取水から300mという範囲を設けまして、そういう場合は、そこの方の同意を求める形を取っております。取水をするんだけど、影響があるかということは掘る側が調べるべきと思っているところです。

○委員（中村満雄君）

新たに上部で取水をされている業者と下場で現実に使っている業者との間で揉め事とかがあった場合に市の取るべき態度といいますか、それは民々のことだから知らないよというのか、こういった条例を制定されるのですから、その協議の場に参加してとか、そういったことをお考えですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

今回、この条例の中でポイントになるのが事前協議というものを設けております。正式に計画を出す前に事前協議を致します。その中で我々もその取水の計画について、そういうことが懸念される場合がございます。我々では判断し切れない部分もございますので、専門家の意見等を踏まえ、あるいは現在取水をされている方、あるいは計画を予定されている方、そういうものを含めて協議をするということは、この事前協議の中で想定していることですので、こちらでしっかり対応していけると思います。

○委員（中村正人君）

この条例は水資源の保全に関する基本理念と基本となる事項を定めると。基本的には水循環基本法に基づいてという部分もあると思うのですが、今の中村委員の質疑にも関係すると思うのですが、第5条では、生活環境に対する被害が生じないとか、水質及び水量の保全に資する活動の実施に努めるとあるが、これはほかに関係する法律的なものはあるのですか。

○環境保全G長（松元政和君）

水資源採取者における水質の関係などについては、水質汚濁防止法がございまして、そちらのほうを準用してやっていく予定です。

○委員（中村正人君）

例えば県の条例的なものとか、いろいろ具体的にはそういうものが根拠となるものがあると、これは基本的には基本理念とかそういう部分の条例ですから、そこまでは及ばないのでしょうけれども、問題が発生した場合に、関係する法律に基づかなければいけないと思うのですが、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

再生可能エネルギーもそうなんですけれども、この水に関してもなかなか国、県の条例、法律が追いついていない部分というのが否めないところがございます。国の水循環基本法ができましたけれども、その中で国の水循環基本法についても理念的な法令になっておりまして、水の所有権について厳格に既定するものではないことから国も5年後に見直しをまた予定しておりますので、私のほうも今回、市の水の保全条例を作りましたけれども、どちらかというところそういうニュアンスの条例になっております。それで、スタイルとしては基本理念条例なんですけれども、それに届出等をミックスさせたような独特の条例スタイルというふうに、今回位置付けているようでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほどの説明、答弁などをお聴きしていて、今回の水資源条例の根拠というのが、大きくは水循環基本法という法律が一つの土台になっているわけですが、この法律ができたのが、平成27年9月に国会を通過しています。そして、法施行が平成28年4月1日から施行ということで理解をするわけですけれども、今回の条例の制定によって、基本理念が重きを得て、いわゆる市の責務だったり、水源採取者の責務だったり、市民などの責務だったり、そして連携だったり、関係相互の連携と協力と、その上で事前協議ということで、こうあるべきだということで制定されているわけですけれども、罰則規定などの議論などはなかったのですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

当然、他市の条例を参考に致して、他市の条例では許可というような制度を条例の中で持っているところもございました。ただ、今回許可というところまで踏み込んだものではなくて、届出をして、その事前協議の中でしっかり審査を行っていくということで、確かに許可というような議論もございましたけれども、本市の条例としては、まずは適正な水の利用ということも現在行っている事業者への配慮なども必要なことでありますから、市全域を禁止区域にして、それを解除する許可という制度がそうなるわけですけれども、それではなくて、現在条例の中で既定しております届出というような扱いにしたところがございます。

○委員（前川原正人君）

それは理念条例的な部分がウエイトを占めていますので、それは限界があると思うのですが、例えば熊本市の条例を見てみますと、国及び県、その他の公共団体の要請を条文でくくっているのですよ。例えば霧島市に問題が発生したときには国だったり、県だったりに対して要請を求めるといった条文もあるのですけれども、そういう議論もなかったのですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

要請についての議論は致しておりません。

○委員（前川原正人君）

もう一点は熊本市の条例を見てみますと、立入調査を拒んだ場合、そして過剰な水採取をした場合、報告を怠った場合は罰則規定があるのであります。だから水資源条例を基にしているので

あれば、上位法優先ですので、法律を超えた条例というのは制定はできないというのは前提の上ですけれども、やはりその状況等によっては見直しもあり得るという理解でよろしいですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

例えば具体的な問題として、立入調査の話が出ましたけれども、立入調査を拒んだ場合については、第14条の中で、企業名等を公表するとなっておりますから、直接的な規制ではございませんけれども、間接的な抑止力はあるのではないかと考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

それと、先ほども申し上げましたとおり、平成28年の法施行になったわけですね、その中で8月1日は水の日ですよということが、法律で定められています。地方公共団体は水の日には、ちゃんとイベントというか、市民へのアピールだったり、みんなを対象にしたイベント等を開催しなさいということもうたわれているわけですが、この条例を制定すると当然そういう方向になっていくと思うのですけれども、今年の4月1日から法施行となりますと、今年の8月1日は水の日ということで制定されるわけですので、どういう企画や計画を持っているのでしょうか。

○生活環境部長（小野博生君）

言われるとおり8月1日は水の日です。霧島市としては水道に関する水のイベントというのを開催しております。その中では、当初は水道だけの考え方でした。今は環境のほうからのこういう考え方もございますので、今後、今年もまた8月1日に開催されます。ですので、新たにこういう条例も制定されましたので、こちらのほうから水の日にでも、そういう条例が制定されてとか、そういうことも広報していったり、水のイベントに併せて、こちらと両方できるような形も検討できればと思っています。今のところは水道のほうで水の大切さという部分の考え方で、ずっとイベントをやっているところでございます。

○委員（松元 深君）

先ほど300mという話が出ましたが、これは規則にうたってあるのかなと思うのですが、この条例を出すときに、当然規則も出して審議をしなければならなかったと思うのですがどうですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

規則についても4月1日より施行できるように、今整備途中でございます。既に規則案ができておりまして、文言等の調整を法制のほうで行っています。

○委員（宮本明彦君）

霧島市の地盤沈下量を把握されていますか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

私どものほうでは把握しておりません。

○生活環境部長（小野博生君）

地盤沈下に関して今まで聴いたことがないのですが、地盤沈下に関しましては工業用水法の中で確か区域が指定をされていたと思います。国のほうでこの区域は地盤沈下があるから、工業用水道で水をくみ上げる場合は、確か制限があったと思います。霧島市は工業用水法の規制の中には入っておりませんので、今のところそのような情報も入っていないとこととでございます。

○委員（宮本明彦君）

第8条の2項で、市長は前項の協議が終了したときには、速やかに採取予定者及び変更予定者にその旨を通知しなければならないと。概要のほうを見たら協議終了の通知ということになっておりますけれども、もう少し「その旨」というところを明らかな表現はできないのかなと思うのですが。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

確かに御指摘のとおり協議が終ったあと、その結果について事業者のほうに協議終了の結果を通知するという事なんですけれども、確かにこの条例では、その旨を通知という表現が分かりづらい部分にはなっていないかと思えますけれども、中身については事前協議を行ったときに、その事業者に対して、あなたのところの今の計画は届出の必要がありますよとか、あるいは届出の必要はないですよというような内容の通知を行うということです。ただ、議員がおっしゃいますように確かにその旨というのが分かりづらいといえば分かりづらいのかもしれませんが。

○委員（宮本明彦君）

先ほど木質発電のところ、水源の調査といたらよろしいのでしょうか。予算を組んだというお話がありましたけれども、例えばそこで予算を組んだら、掘る前に下流に影響が出るとかどうかというのは、影響が出ないということを証明する方法というのは何かあるものなのでしょうか。

○生活環境部長（小野博生君）

事前にそれを証明するというのは難しいのかなと思っていますところです。今回の木質発電の状況をお話させていただきますと、運営を始める前に試掘をされて、水道水を一日だけどれくらいくみ上げができるかというのを試しにされたと思います。そのときに私どもの水道のほうの水源地の水位がどうかというのを私たちも調べました。ですので、実際運転が始まる前に試掘などがされれば、そういうもので可能だろうと思いますが、全くそういうものもなければ調べる方法はないのかなと思います。

○委員（中村満雄君）

確かに条例そのものが実効性に欠けると思っていたのです。先ほど規則を定めるということですが、その規則は公開されるのか、されるならいつ頃なのか。我々が本会議で採決するまでに公開されるのですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

当然規則についても決裁が整い次第、ホームページなどで公開する予定です。

○委員（中村満雄君）

今回の条例制定についてパブリックコメントをされていました。それで、パブリックコメントで寄せられた意見とかそういったものが、当初の市のホームページ上に公開されていました条例案と、今回我々に提案いただいているものの差、どういった点が反映されているとか、そういったことが分かりましたら教えてください。

○環境保全G長（松元政和君）

パブリックコメントが平成28年11月11日から12月12日までに行われました。その中で2名の方から意見項目として15項目の御意見を頂いたところでございます。その中で、取りあえず御

意見の内容がございましたので、若干報告をさせていただきます。変えたところは、パブリックコメント時では遵守事項は設けておりませんでした。パブリックコメント後に、第9条の中の5項に届出をした者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないということで、こここのところの表現を変えています。

○委員（松元 深君）

規則にこだわりますが、条例ができたときに規則も分からないといけなかったのかなと思っていて、第9条の2項の(6)ですね、規則で定める基準により算定されるとあるものだから、こここのところがどうなっているのか分からなかったものだから。

○委員長（下深迫孝二君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時11分」

「再開 午前11時18分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議をはじめます。

○委員（時任英寛君）

24年前でしたか、旧国分市議会で地下水の保全条例というものを引っ張り出しまして、国分市でも地下水の保全条例を作らないかというのを提案しました。鼻で笑われました。ところが今になってこういう形になってきた。旧国分市もそうですが、霧島市も水道の水源が全部地下水なんです。ところが当時水源を保全・保護する法律がなかったのです。温泉法では泉源から300m以内は掘ってはいけないというのがあるのですが、水については何もなくて、当時あちこちで井戸を掘れば湧水が枯渇したという事例が多々出ておりました。そういうものも踏まえて提案をしましたが、熊本市は30年前からこの条例の制定を致しております。そこで問題になったのが当時のやり取りの中で、国分市だけで作っても地下水がどこから流れて、どこの部分を通って来ているか分からないから、単独では難しいという答弁だったので、今回、第3条の3項で関係する機関や他自治体等との連携を含めた管理ということがうたってございます。これについて、今回水循環基本法ができて、そして水循環基本計画を定めていくわけなのですが、隣接の自治体もこれに沿った形で、こういう条例を制定しなければ霧島市だけでは意味を成さないと認識をするのですが、隣接の自治体の条例の制定状況というのはいかがでしょうか。

○委員長（下深迫孝二君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時20分」

「再開 午前11時22分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

隣接の水資源の条例の制定状況でございますが、湧水町で水道水源保護に関する条例という

ものが制定されております。環霧島の構成市町の中で私どもは、水について議論をするわけですが、環霧島の構成市町でいけば、今の湧水町を含めまして、高晴町のほうで地下水保全条例、それと小林市のほうで、小林市水資源保全条例、そして都城市の場合は環境保全条例という条例の中に水の条項が少しだけ入っているのがございます。隣接についてはそのような状況でございます。

○委員（時任英寛君）

宮崎県の関係については、今、御紹介があったわけです。鹿児島県内では隣接であれば湧水町ということがございますが、始良市であったり、曾於市であったり、または環霧島の中でえびの市というのもございます。その辺りとしっかりと協議をしていって、この条例の重要性というものを訴えるべきだと認識しております。だから地下水脈というのがどうなっているか分からないわけですから一体的に総合的に管理をするべきであるということで、今後そういうことで、隣接自治体に声掛けをする考えはありますか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

この隣接自治体での水の議論というのは、環霧島会議に私どもが参加する環境専門部会というのがありまして、その中で、この水の問題について一つテーマになっております。今回私ども霧島市のほうでも条例を作りましたので、この条例の趣旨などの説明なども行いながら関係する構成市町でも、温度差のない取組をしていくような働き掛けはしていきたいと思っております。

○委員（中村満雄君）

地下水脈調査という発言がありましたけれども、現在の地下水脈調査の技術というのについて御存知ですか。私は養豚場問題のところで一生懸命やったのですが、あそこで汚水が出たらどこに行くかという調査の方法とかそういった知識はお持ちですか。

○生活環境部長（小野博生君）

私もそんなに詳しくはないのですが、いろいろ古い文献書類によって地層を調べる方法があったり、赤外線か何かで調べる方法があるというのは伺ったことがありますが、正確などという方法というのは押さえていないところです。

○委員（中村満雄君）

申し上げておきますが、木原の台明寺の水源の上のところにてれ流しがあるということで、当時の環境衛生課長が地下のことは分からないという答弁をされたのですよ。ところが今、地下にある薬物を流すことによって分かるんです。それは毒物ではないということで、地下水脈を調査できるということがありますので、ぜひ、今後こういった案件があったときに、できるという認識を持っていただきたいと思っております。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

ありがたい御意見です。参考にさせていただきます。

○委員（中村満雄君）

先ほど時任議員から、国分はいろいろなところから流れて来るということでしたが、今の霧島市の旧1市6町で、このような水資源に関する条例とかそういったものを制定されていた事例がありますか。

○環境保全G長（松元政和君）

合併前につきまして、横川町のほうで横川町の環境を守る条例というものを制定されていま

して、その中で水資源に関して制定されていたと把握しています。

○委員（前川原正人君）

日本の森林面積が66.4%ということがネットで公表されているのですけれども、霧島市の場合604

km²のうち、これまで開発が進められてきた経緯があるわけですから、大体どれくらいの森林面積になりますか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

森林面積については押さえておりません。

○委員（宮本明彦君）

基本は水をそのまま採掘されて、海外の企業が土地を買収して水を採取して、別なところに売っていくのが基本で、これができたというふうにも考えているのですけれども、この条例で大元の企業が分かるよという内容になっていると判断していいでしょうか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

そこを把握するために事前協議というものをしっかりするように、文言を入れ込んだところでございます。

○委員（時任英寛君）

採取計画の届出というのが第9条にあります。この2項に該当する七つの部分については適用しないということで協議してございますが、例えば森林法、水源涵養林だったり保安林、こういう土地における水資源の確保というものについては、別途法律で定める部分なので、ここには載せないという認識でいいですか。

○生活環境部長（小野博生君）

水源涵養林であったり、保安林、これはそもそもの考え方が市の水道の水源を守るために、どういうのがあるかというのがございます。この条例も一つでありますし、水源涵養林という考え方もございます。あと、市の水源の周りに保安林というものを指定していくという考え方で市の水源を守りましょうというのがございます。ですので、そちらのほうは水道のほうで農政のほうと常に協議をされておまして、隼人の水源は確か水源涵養林で市のほうを買収した記憶がございます。あと、保安林の指定であったり、あるいは水道の場合は、周りに影響がないように一筆買いをするといろいろな方法で水道の場合は水源を守っていらっしゃる。今回の私どもの条例もそれを補完すると言いますか、そういう手助けができる。あるいは全体的な中での水の考えの中で、水道も含めた考え方で手助けができるというふうに思っております。

○委員（時任英寛君）

ということは、別途の法律または条令、規則によって、第9条に適用除外のものがありますけれども、それ以外でも別途で、ちゃんと水源の確保はできていると認識すればよろしいのですね。

○生活環境部長（小野博生君）

そのとおりだと思っております。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

【「なし」と言う声あり】

ないようですので、これで議案第18号に対する質疑を終ります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時31分」

「再開 午前11時34分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。出口衛生施設課長より発言の申し出がありましたので許可します。

○衛生施設課長（出口竜也君）

先ほど中村委員から基金条例の第3条で有価証券に代えることができるかとあるが、株券などはリスクがあり、適当ではないと思うがどうかという質問がありました。それにつきましては、基金の保管、運用につきましては元本割れが生じないことが原則であり、株券等には投資しておりません。ほとんどが金融機関の普通預金又は定期預金としてお伺いしております。一部に有価証券として県、市が発行する地方債、証券に代えているところがございます。

○委員長（下深迫孝二君）

それでは、これより自由討議に入ります。まず、議案第17号「霧島市衛生施設整備基金条例の制定について」何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第18「霧島市水資源保全条例の制定について」何か御意見はありませんか。

○委員（時任英寛君）

上位法であり、水循環基本法についても理念的なものが述べられておりました。本市の条例もそこに沿った形でできております。ある意味罰則規定はございませんけれども、抑止力的なものはあると思っております。ただ、先進地におきましては、更にきめ細かに織り込んだ条例というのがございますので、確かに執行部の説明では5年ごとに国も法律の見直しをしていくとございましたが、できることならやはり霧島市自体が全て地下水ということもございまして、この水源の確保というのは最重要課題だと思いますので、更に拡充した条例の見直しを早急にしてもいいのかなという意見です。

○委員（中村満雄君）

時任委員と全く同じ意見ですが、私も近隣の湧水町とか小林市とか調べてみましたが、非常に実効性の高い、規制の強い、勧告どころではなくて取水を制限するとか、そういった条項がかなりあります。そういった意味で条例の理念に沿った条例にするために、そう遠くないうちに条例の改定ということができたらいいなとそのような意見を持っています。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではなしということでございますので、議案処理に入ります。まず、議案第17号「霧島市衛生施設整備基金条例の制定について」討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと

決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第17号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第18号、「霧島市水資源保全条例の制定について」討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第18号については原案のとおり可決すべきものに決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

語異議なしと認めます。したがって議案第18号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第17号、議案第18号の委員長報告に付け加える点はありませんか。しばらく休憩します。

「休 憩 午前11時40分」

「再 開 午前11時41分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員長報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、4のその他です。閉会中の所管事務調査について項目は何かありませんか。

○委員（時任英寛君）

行政視察を5月に組んでおりますので、所管事務調査についてはそこがメインになるのかなど。そのように考えるので、課題はたくさんあるけれども、5月の中旬以降行政視察を入れるのであれば、その前に所管事務調査を開催する暇があるのかなということを考えております。

5月の行政視察に焦点を絞ったらどうかという認識はしております。

○委員長（下深迫孝二君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前11時41分」

「再 開 午前11時50分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（下深迫孝二君）

それでは閉会中の継続調査については、所管する委員会の調査とし、提出をしておくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、本日の日程は全て終了しました。したがって、環境福祉常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前11時51分」

委 員 長 下深迫 孝二